（別　記）

議第１５５号及び議第１７４号に対する付帯決議

新工業高校開設に当たり契約した借地の借地料については，過去の経過があるとはいえ，京都市が基準とする固定資産税評価額から算定する場合と比べても約３倍とかなりの高額であり，問題がある。

ついては，当該土地の適正価格での購入の検討あるいは賃貸借契約を更新する場合，他の借地の借地料との公平性の観点から，適切な借地料となるよう見直しを行うこと。

また，京都市が土地等を借り受ける際にあっては，新たな契約はもちろんのこと，既存の契約についても，借地料に関する明確な基準を作成するなど，第三者から見て透明性のある契約となるよう取り組むこと。

市事議第５４号
平成２６年5月２９日

京都市会議長　中村三之助　様

予算特別委員会
委員長　津田　大三

# 委員会報告書

本委員会に付託された議案を審査した結果，下記のとおり査定したから報告します。

記

議第１５５号　平成２６年度京都市一般会計補正予算
議第１５６号　平成２６年度京都市雇用対策事業特別会計補正予算
議第１７４号　不動産の取得について

原案のとおり可決する。

別記のとおり付帯決議を付す。